

令和6年度税制改正大綱 主な改正項目のご案内

令和6年2月吉日

神田税務会計事務所

公認会計士・税理士・行政書士 神田 泰斗

拝啓 皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年12月14日に自由民主党及び公明党から「令和6年度税制改正大綱」が公表され、令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されましたので、その中の主な改正項目をまとめさせていただきました。皆様のご参考となれば幸いです。

なお、この資料は税制改正大綱の公表段階での情報の提供を目的としており、今後国会に提出される法案等は、この資料の記載内容とは異なることも考えられます。予めご了承ください。

《目次》

所得税及び個人住民税の定額減税(特別控除)

子育て世帯への支援策としての住宅ローン控除・住宅リフォーム税制の拡充

中小企業向け賃上げ促進税制の見直し

交際費等の損金不算入制度の適用期限延長と除外措置拡大

経営セーフティ共済(倒産防止共済)の再契約時における掛金の費用処理への制限

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の期間延長

インボイス制度に関する軽微な見直し(自販機特例)

【予定①】扶養控除等の見直し(令和7年度税制改正での対応)

【予定②】生命保険料控除の拡充(令和7年度税制改正での対応)

参考リンク

所得税及び個人住民税の定額減税(特別控除)

令和6年分の所得税及び個人住民税の定額減税(特別控除)が実施されます。給与支払に関する源泉徴収及び特別徴収にも影響が生じるため、税制改正大綱に盛り込まれた改正項目のうち、経理実務に最も影響を与えると想定されます。

対象者の要件と特別控除の額

令和6年分の所得税・住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の居住者が特別控除の対象となります。この合計所得金額を給与所得者に当てはめると、年収2,000万円以下が対象者となります。

特別控除の額は所得税と住民税で以下の通りです。

所得税	本人分:3万円 同一生計配偶者 ^{※1} 及び扶養親族 ^{※2} :1人当たり3万円
住民税	本人分:1万円 控除対象配偶者 ^{※3} 及び扶養親族:1人当たり1万円

※1:合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者(青色・白色の事業専従者に該当する者を除く)

※2:合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族(青色・白色の事業専従者に該当しないもの)

※3:合計所得金額が1,000万円以下の納税者本人の同一生計配偶者

給与所得者に係る特別控除の実施方法

(所得税に関する特別控除)

所得税に関する特別控除は、令和6年6月以後、最初に支払う給与・賞与の源泉徴収税額から特別控除の額を控除して実施します。控除しきれない特別控除の額がある場合には、それ以降に支払う給与・賞与の源泉徴収税額から順次控除をします。

令和6年分の年末調整時には年税額から特別控除の額を控除するため、この時点で合計所得金額を考慮した税額を計算し直して、税額の過不足の精算を行います。また、年末までに扶養親族等の異動があった場合も、年末調整で対応します。

(住民税に関する特別控除)

住民税に関する特別控除は、以下の2ステップで実施されます。

- ① 令和6年6月に支払う給与支払において、特別徴収は実施しません。
- ② 特別控除の額を控除した後の個人住民税の金額を、令和6年7月から令和7年5月までの給与支払において徴収します。なお、徴収すべき税額は各自治体から特別徴収義務者である給与支払をする者へ通知されます。

事業所得者等に係る特別控除の実施方法

(所得税に関する特別控除)

所得税の予定納税の対象者は、7月(第1期)の予定納税額から本人分の特別控除の額(3万円)を減額し、減額しきれなかった場合には11月(第2期)の予定納税額から減額します。同一生計配偶者等の特別控除については、別途減額の承認の申請を行うことで考慮されます。これに伴って、令和6年分に限っては第1期の予定納税の納期限及び減額の申請の期限は以下のように延長されます。

	改正前	改正後
予定納税額の納期限	7月31日	9月30日
予定納税額の減額の承認の申請の期限	7月15日	7月31日

予定納税の対象者ではない場合、令和6年分の確定申告において、所得税額から特別控除の額を控除します。予定納税の対象者も、令和6年分の確定申告で精算を行います。

(住民税に関する特別控除)

令和6年の第1期分の納付額から特別控除の額を控除し、控除しきれない場合には第2期分以降の納付額から順次控除します。

年金受給者に係る特別控除の実施方法

所得税に関する特別控除は、令和6年6月以降に支払いを受ける公的年金等に関する源泉徴収税額から順次控除します。また、住民税に関する特別控除は、令和6年10月以降に支払いを受ける公的年金等に関する特別徴収税額から順次控除します。

子育て世帯への支援策としての住宅ローン控除・住宅リフォーム税制の拡充

住宅ローン控除の拡充

控除対象借入限度額について、以下の表のように改正が行われます。「子育て特例対象個人」に該当する場合には、令和6年の控除対象借入限度額が維持されますが、そうでない個人は令和6年の控除対象借入限度額が引き下がります。なお、控除率(0.7%)と控除期間(新築等で13年(令和6年以降入居の一般住宅は10年)、中古で10年)には変更がありません。

当該制度における「子育て特例対象個人」とは、以下の①～③のいずれかに該当する個人をいいます。

- ① 自らが40歳未満であって、配偶者を有する者
- ② 自らが40歳以上であって、40歳未満の配偶者を有する者
- ③ 19歳未満の扶養親族を有する者

また、床面積要件に関する緩和措置(合計所得金額 1 千万円以下の場合は、新築住宅に限って 40 m² 以上)については 1 年間の延長となり、令和 6 年 12 月 31 日以前に建築確認を受けた家屋が適用対象となります。

		入居時期		
		令和 4・5 年	令和 6 年	
			子育て特例 対象個人	左記以外
新築等	認定住宅	5,000 万円	5,000 万円	4,500 万円
	ZEH 水準省エネ住宅	4,500 万円	4,500 万円	3,500 万円
	省エネ基準適合住宅	4,000 万円	4,000 万円	3,000 万円
	一般住宅	3,000 万円	※1,2 0 円	
中古	認定住宅	3,000 万円		
	ZEH 水準省エネ住宅	3,000 万円		
	省エネ基準適合住宅	3,000 万円		
	一般住宅	2,000 万円		

※1: 令和 5 年以前に建築確認を受けた新築住宅については 2,000 万円

※2: 令和 6 年以後に建築確認を受けた場合でも、登記簿上の建築日付が令和 6 年 6 月 30 日以前であれば 2,000 万円

住宅リフォーム税制の拡充

その年の合計所得金額が 2,000 万円以下である「子育て特例対象個人」が、所有する居住用家屋について一定の子育て対応改修工事(例: 子供の事故を防止するための工事、対面式キッチンへの交換工事、開口部の防犯性を高める工事等)をして、令和 6 年 12 月までに居住した場合、その工事に係る標準的な工事費用相当額(250 万円を限度)の 10%をその年の所得税額から控除できるようになります。

また、既存住宅の耐震改修をした場合の税額控除の適用期限が 2 年間延長され(令和 7 年 12 月まで)、バリアフリー等の一定の工事を行った場合の税額控除も、所得制限を引き下げた上で適用期限が 2 年間延長されます(同前)。

中小企業向け賃上げ促進税制の見直し

現行の中小企業向け賃上げ促進税制が見直しとなります。賃上げ要件や控除率は維持しながら、欠損法人が多いという中小企業の傾向に合わせて繰越控除制度が新たに設けられます。また、教育訓練費の上乗せ要件が緩和され、子育てと仕事の両立支援等に取り組む中小企業への控除率の上乗せも行われます。概要は以下の通りです。

改正前 (令和6年3月31日までに開始する事業年度)	控除率
適用要件 雇用者給与等支給額が 前年度と比べて1.5%以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額の 15%を法人税額又は所得税額から控除
上乘要件① 雇用者給与等支給額が 前年度と比べて2.5%以上増加	税額控除率を15%上乘せ
上乘要件② 教育訓練費の額が 前年度と比べて10%以上増加	税額控除率を10%上乘せ

改正後 (令和6年4月1日以後に開始する事業年度)	控除率
適用要件 雇用者給与等支給額が 前年度と比べて1.5%以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額の 15%を法人税額又は所得税額から控除
上乘要件① 雇用者給与等支給額が 前年度と比べて2.5%以上増加	税額控除率を15%上乘せ
上乘要件② 教育訓練費の額が前年度と比べて5% 以上増加 かつ 教育訓練費の額が雇用者給与等支給額 の0.05%以上	税額控除率を10%上乘せ
上乘要件③ 以下のいずれかの認定を受けている ・プラチナくるみん ・プラチナえるぼし ・くるみん ・えるぼし(2段階目以上)	税額控除率を5%上乘せ

改正前は控除率の上限は40%でしたが、改正後は45%に引き上がります。また、改正後は繰越控除制度が新たに設けられ、所得が少ない事業年度や欠損が生じた事業年度において、上記に沿って計算した控除金額を全額差し引くことが出来ない場合には、その翌事業年度以降に繰り越すことができます。繰り越しは最長5年間となっています。

交際費等の損金不算入制度の適用期限延長と除外措置拡大

交際費等の損金不算入制度について、適用期限が3年間延長されると共に、当該制度の対象外となる(=費用計上可能となる)飲食費等の範囲が拡大されます。改正前は1人当たり5千円以下の飲食費等

が当該制度の対象外とされていましたが、令和6年4月1日以後は 1人当たり1万円以下の飲食費等に拡大されます。飲食業を営む事業者においては、企業向けの宴会等の価格設定を検討する際に、当該金額基準を考慮することも一案と思われます。

なお、中小法人(期末の資本金の額等が1億円以下の法人等)は引き続き年800万円までの定額控除限度があり、この範囲の交際費は経費計上が可能です。

経営セーフティ共済(倒産防止共済)の再契約時における掛金の費用処理への制限

経営セーフティ共済(倒産防止共済)の掛金を支払った場合、その支払った金額は法人及び個人事業主の費用として計上することができます。税制改正大綱では、共済契約の解約を行った後、再度共済契約を締結した場合には、その解約の日から2年間については支払った掛金を費用として計上することを認めないとしています。なお、この取扱いは令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用することとされています。

従来から経営セーフティ共済は所得の繰延べ効果を有しており、共済契約の解除時にはそれまで支払った掛金に応じた返戻金収入及びこれに対する税金が生じるため、税金の発生を避けるためにはその返戻金収入に対応した経費や損失を想定しておく必要がありました。この際、再度共済契約を締結し、掛金を支払うことで対応する経費の計上を行うことが可能でしたが、今後はこのような想定を置くことはできなくなります。

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の期間延長

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が3年延長されます(令和8年12月まで)。また、特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例についても、適用期限が3年延長されます(同前)。

なお、期間延長に合わせて、当該非課税措置の条件となっている「省エネ等住宅」に関する省エネルギーに関する基準が引き上げられます(断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上)。

インボイス制度に関する軽微な見直し(自販機特例)

帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められるインボイス制度の自販機特例について、仕入税額控除の要件として、帳簿へ住所等の記載が必要とされていましたが、インボイス制度の開始時点(令和 5 年 10 月 1 日)に遡って当該要件が不要となります。

【予定①】 扶養控除等の見直し(令和 7 年度税制改正での対応)

次年度に行われる税制改正において、児童手当の拡充に対応した扶養控除の縮小が予定されています。所得税については令和 8 年分から、住民税については令和 9 年分から適用が予定されています。

扶養親族の年齢	改正前	改正後
16～18 歳	所得税 38 万円 住民税 33 万円	所得税 25 万円 住民税 12 万円
19～22 歳	所得税 63 万円 住民税 45 万円	

【予定②】 生命保険料控除の拡充(令和 7 年度税制改正での対応)

次年度に行われる税制改正において、23 歳未満の扶養親族がいる場合、所得税における新契約の一般生命保険料控除の適用限度額が現行の 4 万円から 6 万円に引き上げられることが予定されています。この際、一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料の合計適用限度額(12 万円)には変更が無い予定です。

また、一時払い生命保険(契約当初に保険料全額を払い込む生命保険)の保険料については、生命保険料控除の適用対象から除外されることが予定されています。

参考リンク



自由民主党「令和6年度税制改正大綱(令和5年12月14日)」

https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/207233_1.pdf

この資料内に記載のない改正事項も含め、税制改正大綱の内容、現行の税制、当該改正の影響等に係るご質問等がございましたら、以下の連絡先へご連絡ください。

今後とも変わらずお引き立てのほど、よろしくお願い致します。

<連絡先>

〒383-0042 長野県中野市大字西条 1064 番地

神田税務会計事務所

公認会計士・税理士・行政書士 神田 泰斗

TEL: 0269-22-5383 | FAX: 0269-22-5289

Web: <https://www.kaikei-kanda.com>